札幌 SDGs 先進企業認証制度 Q&A

【1.制度について】

- Q1-1 札幌 SDGs 先進企業認証制度とは、どのような制度ですか。
 - A SDGsをビジネスの観点で捉え、社会課題の解決と企業成長の同時実現に取り組む企業を支援する制度です。
- Q1-2 認証を取得するとどんなメリットが得られますか。
 - A 認証制度の主なメリットは以下のとおりです。
 - ・札幌市中小企業融資制度「札幌みらい資金」の対象となります。
 - ※ 利用にあたっては、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
 - ・経済観光局所管の補助金等の審査にて加点措置を受けられる場合があります。
 - ※ 令和7年4月1日から募集となる補助金が対象です。
 - ※ 加点対象外となる補助金もあるため、募集要項を必ず確認してください。
 - ・認証企業用ロゴマークを使用できます。
 - ・認証式を実施し、企業の取組を PR できます。
 - ・㈱PR TIMES のプレスリリース配信サービスを無料で活用できます。
 - ※ 直近1年間で利用実績がない企業に限ります。
 - ※ 1社につき3件まで無料です。
 - ・学生による企業取材にて優先的に訪問し、訪問レポートをポータルサイトにて発 信します。
 - ・経済観光局主催の合同企業説明会等に優先的に参加できる場合があります。
- Q1-3 企業がSDGsを推進することで期待される効果はなんですか。
 - A 企業がSDGsを推進することで主に以下の効果が見込めると考えています。
 - ・ブランドイメージの向上
 - ・取引先との良好な関係の構築
 - ・人材の確保・育成
 - ・従業員のモチベーションアップ
 - ·販路拡大
 - ・経営リスクマネジメント体制の構築
 - ・社会的課題の解決につながる新商品・サービスの開発 等

【2.申請について】

Q2-1 札幌市内に本社があるが、札幌市外にも事業所(支店・営業所・工場等)がある場合や札幌市外に本社がある場合、どのように申請をしたら良いですか。

A 本社が札幌市内に所在する場合は、本社が管轄する札幌市外の事業所の取組を 記載することが可能です。

一方で、本社が札幌市外にあり、支店や工場のみ札幌市内に所在している場合は、申請書に記載できるのは、札幌市内の支店や工場等における取組のみとなります。そのため、札幌市内で主な事業活動を行っていない場合は、申請様式への記載が困難な場合がありますのでご留意ください。

Q2-2 札幌市内に本社及び事業所(支店・営業所・工場等)を有していませんが、市内企業等との取引がある場合や、近いうちに市内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。

Δ 申請時点で市内に事業所等がない場合は、申請できません。

Q2-3 ポータルサイト表示名とはなんですか。

A ポータルサイト表示名は市外に本社があり、市内に事業所がある場合のみ利用するもので、ポータルサイト上に表示される企業名を設定します。

Q2-4 持ち株会社が認証となった場合、傘下の企業も同時に認証されますか。

A 協同組合や持ち株会社が認証となった場合であっても、所属会員や傘下の企業も 同時に認証されるわけではありません(申請は各社が個別に行ってください)。

Q2-5 申請や更新にあたり、手数料や認証取得料などの費用はかかりますか。

A 無料です。

Α

Q2-6 認証申請に必要な資料は何ですか。

申請には様式第 6, 7, 8 号及び 8 号別紙の提出が必要です。 加えて、様式第 7 号に記載した取組内容に関する挙証データの提出も必要です。 サンプルの様式は札幌市の公式ホームページにて掲載しておりますが、申請の際 は、以下 URL の専用ポータルサイトから入力してください。 https://www.sapporo-sdgs.com/

Q2-7 申請書はどうやって提出すればいいのですか。

A 以下 URL の専用ポータルサイトから申請してください。 https://www.sapporo-sdgs.com/

Q2-8 申請から認証までの流れを教えてください。

A 申請後、事務局及び札幌市にて、申請内容の形式面での不備がないかを確認いた します。申請内容について不備等がある場合は事務局から連絡いたしますので、 修正していただきます。

申請受理後、申請内容についてのヒアリング審査を行いますので、何名参加されても構いませんが、記載した内容を説明できる方が対応してください。

ヒアリング審査をもとに事務局にて作成した評価書の妥当性について、有識者による審査を行い、認証企業の最終候補者として選定された企業を札幌市が認証企業として決定いたします。

Q2-9 申請は電子申請のみですか。

A ポータルサイトからの電子申請のみとなります。

Q2-10 認証となった場合、連絡はあるのですか。

A 認証となった申請者に対し、メールにて通知いたします。その際、申請書に記載されている担当者のメールアドレスに送信します。

Q2-11 申請内容によっては認証にならないことがありますか。

A 1年間の認証企業の上限数を 20 社程度とし、そのうち、大企業は 5 社程度を上限としております。加えて、申請をするための要件として、「経営体制に関する SDGsの取組評価」全 25 項目のうち、20 項目以上具体的な取組が記載できていることが必要となります。

認証のための要件としては、以下のとおりです。

- ①「経営体制に関する SDGsの取組評価」「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」の合計点数が高い順から選定。ただし、「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」項目の評点が 25 点以上となっていること。
- ②大企業においては、評点が 100 点満点中 70 点以上となっていること(70 点以上となった企業の数が 5 社程度を超えた場合、点数が高い順から認証します)
- ③中小企業等の場合、評点が 100 点満点中 60 点以上となっていること。(60 点以上となった中小企業等の数が、70 点以上となった大企業の数と併せて 20 社程度を超えた場合は、点数の高い順から選定します)

- Q2-12 認証期間は3年間とありますが、更新の際にはどのような書類が 必要となりますか。
 - A 認証の有効期間が満了する日の数か月前頃に、対象者に更新の案内を発信します。更新の際は、「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」 に記載した挑戦的な事業活動の内容と、「社会課題の解決に向けた目標」及び「企業成長に向けた目標」の進捗状況を確認いたします。
- Q2-13 認証までの申請スケジュールを教えてください。

Δ 第2期のスケジュールは以下のとおりです。

·申請期間:7/25~9/19

・ヒアリング調査期間:10/1~11/7

·審查会: R7.12 月上旬

·認証日: R7.1 月中

- Q2-14 札幌 SDGs 企業登録制度の申請を行っておらず、登録もしていないが、認証は申請できますか。
 - A 札幌 SDGs 企業登録制度の登録がなくても、札幌 SDGs 先進企業認証制度の 申請は可能です。
- Q2-15 申請する際、業種を複数選択したいのですが、1つしか選択できません。
 - A 認証企業を管理する上で業種の選択は1つとしています。 複数の業態で経営している場合は、売上高、付加価値額や従業員など業務の実態 を勘案した上で「主たる業種」を選択してください。
- - A 中小企業の定義については下記をご確認ください。
 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

【3.様式第7号(経営体制に関する SDGs の取組評価)について】

- Q3-1 「具体的な取組内容」について、どのように記載すればよいのか教えてください。
 - A 各項目において、申請日時点で実施している SDGs に関する取組をご記載ください。具体性に欠ける取組や啓発のみに留まる取組は評価の対象とはなりませんので、ご注意ください。
- Q3-2 「挙証データ」について、各項目で必ずアップロードしなければなら

ないのでしょうか。

個人情報を含むものや、セキュリティ等の理由で提出困難なものを除き、各項目でアップロードしてください。挙証データを提出できなかった項目については、ヒアリング審査時にお示しください。

なお、挙証データは、1項目につき2ファイルまでアップロードが可能です。

Q3-3 重点項目の「脱炭素(発展)」の「再工ネを利用している」とはどのような状態のことを言いますか。

A 再工ネの利用は、様々なパターンがあります。社内に太陽光パネルを設置し、発電 した電力を自家消費している場合や、設備投資は行っていないが、購入している 電力を再エネプランとし、実質貴社で使う電力が再エネとなるようにする、再エネ 由来の J クレジットを購入するなどが考えられます。

貴社で再工ネが使われているかどうかわからない場合は、以下の問い合わせ先ま でお問い合わせください。

【お問い合わせ】

札幌 SDGs 企業登録制度サポート窓口

TEL:011-600-6184(平日8時45分-17時15分※土日祝日を除く)

E-mail: <u>info@sapporo-sdgs.com</u>

Q3-4 項目すべてを埋めないと認証は取得できないのでしょうか。

A 申請日時点で実施している取組に該当する項目に、必要事項をご記入ください。 全ての項目を埋めないと認証が取得できないものではありませんが、評点の高い 順から認証企業を選定してまいりますので、できるだけ多くの項目が実施できて いると高得点となり、認証となる可能性が上がります。

Q3-5 従業員がいない場合、非該当の項目についてチェックを付けること は可能ですか。

A 申請企業の事業形態によっては、非該当となる項目が生じる場合がありますが、本認証制度は各項目が実施できているロールモデル企業を認証する制度であるため、実施が不可能な項目が「基本」項目であった場合は、申請が出来ません。

Q3-6 様式第7号は、認証後、公開されますか。

A 認証後、札幌 SDGs 企業ポータルサイトにて、会社名・所在地・業種・様式第7号は公開されます。

※ 添付した挙証データは公開されません。

Q3-7 経営体制評価における評価ポイントはありますか。

- A 評価のポイントは、以下のとおりです。
 - ●申請日時点で実施出来ている取組内容が記載されていること
 - ●取組内容のエビデンスが確認できること
 - ●運用実績があること(社内制度は整備しているが、運用出来る風土がない という状況は評価の対象外)
 - ●具体性のある取組内容が記載されていること(啓発に留まる取組は評価の 対象外)
 - ●組織的・網羅的に取り組めている内容であること
 - ●法令遵守確認項目が実施出来ていること

【4.様式第8号(社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価)について】

- Q4-1 「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」 様式は、どのようなポイントを意識して記載すれば良いですか。
 - A 札幌市公式ホームページにて、記載方法や評価のポイント等を掲載した「申請の手引き」を公開しておりますので、評価ポイントをご参照ください。 市公式ホームページ:

https://www.city.sapporo.jp/keizai/sdgsninnsyou.html

- Q4-2 「社会課題解決に向けた挑戦的な事業活動」の、挑戦的な事業活動 とは何ですか。
 - Δ 以下のいずれか又は両方を満たす活動のことを指します。
 - ①申請企業にとって今後新たに実施予定の活動。
 - ②業界において先進性(又は独自性)のある活動。
- Q4-3 「事業活動のロジックモデル」に対しては評価がされないということだが、提出しなくても申請は可能ですか。
 - A 事業活動のロジックモデルは、ロジックモデルに記載した内容と、様式第8号に記載される内容は基本的には同じとなり、二重評価となることから、様式第8号のみ評価することとしております。
 - 一方で、ロジックモデルの整理が適切になされていないと事業活動の内容においても適切な内容を記載することは難しいものと考えておりますので、ロジックモデルの作成・提出は必須としております。

- Q4-4 「見込まれる自社への経済効果」は、定量的な効果の見込みが難しいのですがどうしたら良いですか。
 - A 見込まれる自社への経済効果は、定性的な経済効果でも、定量的な経済効果でも 構いません。
- Q4-5 「事業活動を通じて 5 年後に目指す自社の姿」は、5年後の具体的な姿が描けていないのですが、どうしたら良いですか。
 - A 企業としての将来像を記載していただきますが、実現可能性を重視する項目では ありませんので、多少抽象的な表現となっても問題ありません。
- Q4-6 「事業活動を通じた自社の挑戦的な目標」について、目標年は現状から5年後に設定する必要がありますか。また、具体的な数値が見込めない場合は、定性的な目標でも良いですか。
 - A 目標年は、原則現状から5年後を設定してください。5年後がどうしても困難な場合は4年~6年後に設定していただいても構いません。また、現状値及び目標値は必ず定量的なものにして下さい。
- Q4-7 「事業活動を通じて見込まれる地域社会へのインパクト」について、 地域社会へのインパクトの記載が難しいため、自社へのインパクト を記載しても良いですか。
 - A 当項目は、申請企業の事業活動によって、地域社会にどのようなインパクト(好影響)を与えるかを評価する項目であるため、必ず地域社会へのインパクトを記載してください。なお、事業活動との整合性が取れたインパクト内容を記載していただく必要がありますが、多少飛躍した内容となっていても構いません。

【5.ヒアリング審査】

- Q5-1 ヒアリングはどのような形で実施されるのでしょうか。
 - A 札幌 SDGs企業登録・認証制度サポート事務局が、原則オンラインにて、様式第7 号及び様式第8号並びに様式第8号別紙について、取組の内容が実際に行われて いるか、取組内容の詳細などを質問させていただきながら進めます。

- Q5-2 ヒアリングにはどのようなメンバーで臨めばよいのでしょうか。
 - A 様式第7号及び様式第8号をご記入いただいた内容を説明できる方が必ずご対応ください。参加人数に制限はございません。 また、社外支援メンバーの方のご参加も可能です。ただし、必ず貴社の社員の同席が必要です。
- Q5-3 ヒアリングはどのくらい実施されるのでしょうか。
 - A 1社につき1時間半~2時間を予定しています。ただし、内容によって時間は前後 する可能性があります。

【6.その他】

- Q6-1 札幌 SDGs 先進企業認証を取得していませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。
 - A できません。 オリジナルロゴマークは、札幌 SDGs 先進企業認証制度において認証を取得した 企業のみ、使用することができます。
- Q6-2 申請時の情報(メールアドレス・企業名・住所)を変更したいです。
 - A メールアドレスの変更は、ポータルサイトより変更をお願いします。企業名・住所を変更する場合は、様式第5号の札幌市 SDGs 企業登録・認証制度変更申請書を提出してください。

【提出先アドレス】

info@sapporo-sdgs.com

- Q6-3 ホールディングス会社として SDGs 認証企業の承認を受けましたが、そのグループ会社は認証企業のメリットを使用できますか。
 - A できません。

認証企業へのメリットは、申請企業に対してのみ付与されるものであり、そのグループ会社もメリットの活用をご希望の場合は各社にて登録の承認を受ける必要があります。

※この Q&A は随時更新していきます。